○厚生労働省告示第二百六十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十七号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働省の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	霞が関一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	霞が関一丁目から三丁目まで、内幸町一丁目及び二丁目、永田町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、有楽町一丁目及び二丁目、丸の内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに日比谷公園
東京都中央区	銀座二丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	新橋一丁目から四丁目まで、西新橋一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目、虎ノ門一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を厚生労働省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画、その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年農林水産省告示第千二百三十五号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産省の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	霞が関一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	霞が関一丁目から三丁目まで、永田町一丁目及び二丁目、内幸町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日比谷公園、有楽町一丁目及び二丁目並びに丸の内二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都中央区	銀座五丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都港区	新橋一丁目から四丁目まで、西新橋一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目、愛宕二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに赤坂一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を農林水産省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画、その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○経済産業省告示第八十四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年経済産業省告示第百五十五号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省の庁舎

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	霞が関一丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
東京都千代田区	霞が関一丁目から三丁目まで、永田町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、有楽町一丁目及び二丁目並びに日比谷公園
東京都中央区	銀座五丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）